相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市小袋谷二丁目六四六番地、最後の住所神奈川県鎌倉市小袋谷二丁目九番四号　被相続人　亡　野中　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十八日

横浜市中区山下町二〇七関内ＪＳビル八階　相続財産管理人　弁護士　原田　雅紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県下新川郡朝日町平柳一五〇番地、最後の住所川崎市川崎区日進町二四番地一五ビバース日進町一一〇九　被相続人　亡　松原　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十八日

川崎市川崎区砂子一丁目八番四号アサヒヤビル三階　澄川法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小林　葉月

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県茅ヶ崎市芹沢七八六番地、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市芹沢七八六番地　入道雲内　被相続人　亡　飯塚とみお

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十八日

横浜市中区本町四―三六　朝日生命横浜本町ビル五階　相続財産管理人　弁護士　佐野　高王

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市栗山沢二六九四番地二、最後の住所新潟県長岡市寺泊金山四三二番地寺泊老人ホーム　被相続人　亡　酒井　タメ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十八日

新潟県長岡市城内町三丁目五番地一―五〇五レーベン長岡五〇五号室　相続財産管理人　中澤　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市大字笹賀一九五三番地、最後の住所長野県松本市寿台一丁目三番二〇号　市営住宅　被相続人　亡　百瀬　信久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十八日

長野県松本市大手三丁目九番二三号　あるぷすの風法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中島　嘉尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県津島市唐臼町油田三一番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　飯尾　修弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十八日

名古屋市中区丸の内三丁目七番九号チサンマンション丸の内第二―二〇五号室　相続財産管理人　廣井　雅治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福津市勝浦三九六番地、最後の住所兵庫県西宮市上ケ原八番町八番二―二〇三号　被相続人　亡　永島　重夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十八日

兵庫県西宮市門戸東町四番三四号　相続財産管理人　司法書士　川瀬　勝弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県雲南市加茂町宇治三四三番地、最後の住所島根県松江市佐草町四五六番地一　松江生協リハビリテーション病院　被相続人　亡　山本　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十八日

事務所島根県松江市北堀町一四八番地四　内田マンション一〇一号室　相続財産管理人　常住　郁衣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市草牟田一丁目一一番地二、最後の住所福岡県久留米市荒木町下荒木一六一六番地　被相続人　亡　高山　正法

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十八日

福岡県久留米市中央町三五番地一八エムコムビル三階　相続財産管理人　北村　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市御船蔵町一一番、最後の住所長崎県長崎市田上二丁目一三番一二号立山アパート三号　被相続人　亡　小向　建一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十八日

長崎県長崎市福田本町一四九二番一　相続財産管理人　司法書士　湯口　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県臼杵市大字望月六四二番地二、最後の住所大分県臼杵市大字望月六四二番地の二　被相続人　亡　広瀬　久勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十八日

大分市城崎町二丁目二番一八号城崎スミダビル四〇二号　相続財産管理人　清水　立茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県臼杵市大字臼杵三二三番地、最後の住所大分県臼杵市野津町大字都原三五九〇番地の一　被相続人　亡　竹長里延子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十八日

事務所大分市中島中央二丁目二番二号　相続財産管理人　弁護士　井田　雅貴

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年六月十八日

一、墳墓等所在地　石川県小松市梯町ヘ三三番五

一、墳墓等の名称　梯町墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　石川県小松市梯町ホ五一番地五　梯町町内会長　安田　幸雄

（仮称）由利本荘海岸風力発電事業　環境影響評価準備書及び準備書の説明会開催の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第十四条第一項の規定に基づき、「（仮称）由利本荘海岸風力発電事業　環境影響評価準備書」（以下「準備書」という。）を作成しましたので、法第十六条及び法第十七条の規定に基づき次のとおり公告します。

平成二十六年六月十八日

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称　電源開発株式会社

代表者　取締役社長　北村　雅良

所在地　東京都中央区銀座六丁目一五番一号

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称　（仮称）由利本荘海岸風力発電事業

種類　風力（陸上）

規模　出力一万六千百キロワット（単機出力二千三百キロワット×七基）

三、対象事業が実施されるべき区域

秋田県由利本荘市　子吉川河口南側

四、関係地域の範囲

秋田県由利本荘市